

第 67 回

定時株主総会招集ご通知

開 催 日 時

平成28年6月28日（火曜日）
午前10時

議 決 権 行 使 期 限

平成28年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

CONTENTS

第67回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
(提供書面)	
事業報告	16
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

株 主 各 位

仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号
株式会社 サトー商会
代表取締役社長 滝口 良靖

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号 当社本社 3階 会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項	報告事項 1. 第67期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)
当日の受付開始は、午前9時を
予定しております。



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成28年6月27日(月曜日)

午後5時30分到着分まで



○次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.satoh-web.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

ホームページ掲載分につきましては、ご希望される株主さまに郵送させていただきますので、当社代表電話022-236-5600宛にお申し出ください。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ホームページに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと考えております。そのため、長期的な視点に立って事業の拡大、利益の向上、財務基盤の強化とともに株主資本の充実に努めてまいります。

第67期の配当につきましては、長期的に安定した配当の継続を基本としながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は125,177,150円となります。 なお、中間配当金として1株につき14円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期より4円増の1株につき28円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月29日といたしたいと存じます。

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役は、12名以内とする。	第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間) 第23条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第25条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第26条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> 第28条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 第30条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第32条 当社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の数) 第33条 当社の監査役は、3名以上とする。	(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第30条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 第32条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第33条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u> 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第34条 当社は監査等委員会を置く。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の選任)</u> 第34条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を越えることはできない。</u> <u>(常勤監査役)</u> 第36条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u> <u>(招集権者)</u> 第37条 <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u>	(削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第35条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (招集権者) 第36条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第38条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> (監査役会の決議の方法) 第40条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第41条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が署名または記名捺印する。</u> (監査役会規程) 第42条 <u>監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第37条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (削除) (監査等委員会の決議の方法) 第38条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) 第39条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</u> (監査等委員会規程) 第40条 <u>監査等委員会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の報酬等)</u> 第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 6 章 会計監査人 第44条～第46条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第48条～第52条 (条文省略) (新設)	(削除) 第 6 章 会計監査人 第41条～第43条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第45条～第49条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第67回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものがあります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

さとう まさゆき

1

佐藤 正之

（昭和23年11月17日生）

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和49年10月 当社入社

昭和53年5月 当社代表取締役副社長

平成2年3月 当社代表取締役社長

平成22年6月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

日本外食流通サービス協会 会長

(株)サトー興産 代表取締役社長

所有する当社の株式数 243,483株

取締役会への出席状況 13回／14回(92.9%)

候補者番号

たきぐち よしはる

2

滝口 良靖

（昭和38年7月23日生）

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和61年3月 当社入社

平成13年10月 当社システム部長

平成21年6月 当社取締役業務本部長

平成22年6月 当社常務取締役営業本部長

平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 1,000株

取締役会への出席状況 14回／14回(100%)

候補者番号

きむら よしあき

3

木村 喜昭

（昭和32年1月20日生）

再任

略歴、当社における地位、担当

平成10年10月 当社入社

平成18年11月 当社給食部長

平成22年6月 当社取締役営業本部副本部長兼給食部長

平成25年6月 当社常務取締役営業本部副本部長兼給食部長

平成26年7月 当社専務取締役経営戦略本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 900株

取締役会への出席状況 14回／14回(100%)

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

かじ た ま さ ひ と

4

梶田 雅仁 (昭和42年3月15日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

平成元年3月 当社入社

平成16年9月 当社惣菜部長

平成21年6月 当社取締役惣菜部長

平成22年6月 当社取締役営業本部副本部長兼惣菜部長

平成25年6月 当社専務取締役営業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 1,600株

取締役会への出席状況 14回／14回(100%)

候補者番号

おかもと ゆう じ ろ う

5

岡本 雄次郎 (昭和23年5月29日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

平成17年4月 当社入社人事総務部長

平成20年6月 当社取締役管理本部副本部長兼人事総務部長

平成21年5月 当社取締役管理本部長兼人事総務部長

平成22年6月 当社専務取締役管理本部長兼人事総務部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 1,400株

取締役会への出席状況 14回／14回(100%)

候補者番号

わたなべ とみ お

6

渡辺 富男 (昭和21年9月18日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和50年6月 当社入社

平成10年12月 当社営業一部長

平成15年4月 当社製菓部長

平成17年6月 当社取締役製菓部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 1,500株

取締役会への出席状況 14回／14回(100%)

候補者番号

こおりやま とし ひ こ

7

郡山 敏彦 (昭和36年11月10日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和61年10月 当社入社

平成14年7月 当社外食部長

平成21年5月 当社盛岡営業所長

平成24年6月 当社取締役営業本部副本部長兼外食部長

平成25年6月 当社取締役外食部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 800株

取締役会への出席状況 13回／14回(92.9%)

候補者番号

8

さとう のりひろ

佐藤 典大 (昭和56年7月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

平成19年12月 当社入社
 平成22年3月 当社営業本部長付
 平成25年5月 当社社長室長
 平成25年6月 当社取締役社長室長
 平成26年7月 当社取締役給食部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 103,336株

取締役会への出席状況 11回／14回(78.6%)

候補者番号

9

わたなべ ただとし

渡邊 忠利 (昭和46年1月3日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

平成13年8月 当社入社
 平成18年1月 当社管理部管理課長
 平成25年5月 当社社長室課長
 平成26年7月 当社社長室長
 平成27年6月 当社取締役管理本部副本部長兼社長室長（現任）

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 3,400株

取締役会への出席状況 11回／11回(100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊忠利氏は、前回の定時株主総会（平成27年6月25日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会への出席可能回数が他の候補者と異なります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

もり た たけとし

1

森田 武明

(昭和26年4月16日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

昭和51年2月 当社入社

平成9年4月 当社システム部長

平成17年1月 当社業務監査室長

平成22年2月 当社管理部長

平成24年6月 当社常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

なし

所有する当社の株式数 10,713株

取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

監査役会への出席状況 12回/12回(100%)

候補者番号

たけやま まさあき

2

竹山 正憲

(昭和7年1月3日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

昭和36年6月 田辺経営相談所(現㈱タナベ経営)入所

昭和38年4月 同社経営指導部副長

昭和40年6月 ㈱現代経営研究所設立 代表取締役社長(現任)

昭和60年8月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

㈱現代経営研究所 代表取締役社長

所有する当社の株式数 7,000株

取締役会への出席状況 12回/14回(85.7%)

監査役会への出席状況 12回/12回(100%)

候補者番号

て し が わ ら や す お

3

勅使河原 安夫

(大正14年9月5日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

昭和26年4月 弁護士開業(現任)

平成6年6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

弁護士

服部コーヒーフーズ㈱ 監査役

所有する当社の株式数 一株

取締役会への出席状況 12回/14回(85.7%)

監査役会への出席状況 12回/12回(100%)

略歴、当社における地位、担当

昭和48年4月 公認会計士・税理士 岡田光男事務所 入所
 平成14年7月 (有)コックス設立 代表取締役社長(現任)
 平成19年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 非常勤講師
 (現任)
 平成20年6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

(有)コックス 代表取締役社長

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況 12回／14回(85.7%)

監査役会への出席状況 12回／12回(100%)

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 竹山正憲氏、勅使河原安夫氏及び岡田哲男氏は、社外取締役候補者であります。

① 竹山正憲氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで経営コンサルタントとして培われた専門的知識・経験及び同氏が代表を務めます(株)現代経営研究所の経営者としての長年にわたる経験を活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって30年10ヶ月となります。

② 勅使河原安夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで長年弁護士として培われた専門的知識・経験と高い見識を活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって22年となります。

③ 岡田哲男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士・税理士事務所での長年の経験及び経営に関する専門的知識を活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。

3. 当社は、森田武明氏、竹山正憲氏、勅使河原安夫氏及び岡田哲男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、各候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、竹山正憲氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成6年6月24日開催の第45回定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、9名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額25百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用環境の改善が図られ、緩やかな回復基調が見られました。一方で、中国経済の減速が顕在化するなど不透明な海外要因もあり、国内景気を下押しするリスクには留意する必要があると考えております。

食品業界におきましては、消費税増税や円安に伴う原材料価格の上昇は、実質所得を減少させ消費マインドは低迷しており、依然として消費者の節約志向・低価格志向は根強く、また、物流コストの高止まりなどにより、厳しい環境で推移いたしました。

このような経営環境のもと当社グループは、平成27年度経営方針に「企業の質と価値を高める」を掲げ、お客様に喜んで頂けるきめ細かな営業活動ができる社員こそが企業の質であり、価値とは、より優れた商品を提供すること、より付加価値の高いご提案をすることと考えております。この「質」と「価値」を高めるため、人財の育成とその環境づくりを最重要政策として取り組んでまいりました。

その成果は業績に結びつき、新規お客様の獲得や既存お客様への深耕が進み、また、提案する商品の見直しなどにより売上高、粗利益高は堅調に推移いたしました。

この結果、売上高481億95百万円（前期比3.3%増）、営業利益12億22百万円（同13.0%増）、経常利益14億53百万円（同9.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億37百万円（同14.9%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

卸売業部門 **売上高** 422億36百万円(前期比3.1%増) **営業利益** 15億25百万円(前期比12.2%増)

卸売業部門におきましては、東北各県及び北関東エリアの新規お客様の開拓、既存お客様への更なる深耕を図るために、製菓・学校給食・事業所給食・外食・惣菜それぞれが業種別、地域毎に専門性の高い展示会、提案会を開催、それを支えるため、仕入先様とのより一層の協力的な関係づくり、きめ細かな物流体制の整備など、総合力で営業活動に取り組んでまいりました。商品開発におきましては、お客様の要望に対応した「J F S A」ブランドを中心とするオリジナル商品、東北各地域の原材料を使用した地産地消商品の開発をおこない、同業他社との差別化戦略(「質」と「価値」を高める提案力)に重点を置いた商品の提供に努めてまいりました。

小売業部門 **売上高** 59億59百万円(前期比4.7%増) **営業利益** 2億93百万円(前期比8.8%増)

小売業部門におきましては、業務用食品専門店として、専門商材の品揃えの充実やご来店時の提案型の接客営業を行うと共に、サービス向上のため「C&Cメンバーズ・インフォメーション」を通して商品情報の発信や商品提案会を開催して、差別化商材の提案に努めてまいりました。その成果は、主要顧客であります中小飲食店業者会員様の来店数増加と新規会員様の獲得に繋がりました。一方で、毎月初めに開催するスタートダッシュセールや季節に応じた売り場づくりなど、一般のお客様に対しても魅力あるオリジナル商品の充実に努め、より楽しく・買いやすく、そして次のご来店に繋がる店づくりに取り組んでまいりました。昨年6月に荒巻店(仙台市青葉区)を出店し、1月に黒松店(仙台市青葉区)を閉店しております。また、3月には郡山桑野店(福島県郡山市)をリニューアルし、事業の活性化を図っております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額は196百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

荒巻店新設	58百万円
営業車両及び配送車両 19台	51百万円
郡山桑野店 リニューアル	21百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	平成24年度 (第64期)	平成25年度 (第65期)	平成26年度 (第66期)	平成27年度 (第67期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	44,530	45,219	46,659	48,195
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	946	704	902	1,037
1株当たり 当期純利益	105円84銭	78円75銭	100円98銭	116円07銭
総資産(百万円)	27,788	27,198	28,581	29,495
純資産(百万円)	18,371	18,823	19,668	20,415
1株当たり 純資産額	2,054円58銭	2,105円22銭	2,199円71銭	2,283円33銭

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	平成24年度 (第64期)	平成25年度 (第65期)	平成26年度 (第66期)	平成27年度 (第67期) (当事業年度)
売上高(百万円)	42,198	42,846	44,141	45,645
当期純利益(百万円)	910	675	844	969
1株当たり 当期純利益	101円80銭	75円59銭	94円40銭	108円43銭
総資産(百万円)	26,983	26,461	27,705	28,673
純資産(百万円)	17,200	17,676	18,408	19,127
1株当たり 純資産額	1,923円66銭	1,976円88銭	2,058円81銭	2,139円27銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)	主要な事業内容
(株)アキタサトー商会	20	100.00	製菓製パン材料、学校給食資材、ホテル・レストラン等の外食資材、小売店向け惣菜等の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業活動分野としている食品業界においては、人口の減少、少子高齢化により市場規模が縮小傾向となっております。また、女性の社会進出、単身世帯の増加等、生活者のライフスタイルの変化・多様化が進み環境も大きく変化しております。このような状況のもと、当社グループは以下の点に取り組んでまいります。

- ① 市場環境への対応につきましては、お客様のニーズに合った商品開発や海外を含めた新たな調達先の開拓に努めてまいります。特に、商品開発におきましては「J F S A」ブランドを中心とする高付加価値のオリジナル商品、東北各地域の原材料を使用した地産地消商品の開発を進めてまいります。また、お客様の目線に立った（ライフスタイルの変化や多様化に適合する）メニュー開発、売り場づくりのご提案、調理技術の支援など、お客様と一緒に集客アップにも取り組んでまいります。
- ② 食の安全・安心への対応につきましては、衛生管理、賞味期限管理、温度管理など、お客様に信頼されるチェック体制を日々追求してまいります。また、製造委託工場の点検と指導など商品の安心と安全を図ってまいります。
- ③ 人財の育成及び確保への対応につきましては、従業員の成長が会社の持続的な成長に繋がるものと考え、次世代を担う人財育成を最重要課題と捉え、質と価値の両面で教育を継続して行っております。また、景気回復及び西暦2020年開催予定の東京オリンピックなどによる他業種への労働者の流出は社会問題でもあり、市場拡大に沿った積極的な人財の採用により雇用の確保を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの事業セグメント及び事業内容は次のとおりであります。

事業セグメント	事業内容
卸売業部門	製菓製パン材料、学校給食資材、給食資材、ホテル・レストラン等の外食資材、小売店向け惣菜等の販売
小売業部門	調理冷食中心の各種業務用食品の販売

また、主要な商品は次のとおりであります。

品目	主要商品
調理冷食	ハンバーグ、コロッケ、海老フライ、魚フライ、カツ類等
製菓材料	マロン、アップルプレザーブ、マーガリン、バター、チーズ、乳製品等
水産品	海老、鰻、帆立、カニ、各種魚切身、魚卵等
農産品	米、小麦粉、パスタ類、農産缶詰（みかん、パイナップル等）、冷凍野菜（ほうれん草、里芋、コーン、グリーンピース等）、フレンチポテト等
畜産品	鶏、牛、豚、ハム、ソーセージ等
調味料その他	砂糖、醤油、味噌、酢、ドレッシング、マヨネーズ、たれ類等

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社の事業所

名	称	所在地
本	社	仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号
盛岡	営業所	岩手県盛岡市流通センター北一丁目4番6号
山形	営業所	山形県山形市南館五丁目5番20号
鶴岡	営業所	山形県鶴岡市文下字沼田198番地3号
福島	営業所	福島県福島市鎌田字卸町24番地の1
郡山	営業所	福島県郡山市喜久田町卸三丁目28番
会津	営業所	福島県会津若松市インター西43番
宇都宮	営業所	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち四丁目7番8号
業務用食品直売 セ（合計18店舗）	宮城県 （12店舗）	南小泉店、鹿野店、中野栄店、柳生店、木町通店 市名坂東店、仙台朝市店、一番町店、古川駅東店 荒巻店、佐沼店、石巻蛇田店
	福島県 （4店舗）	郡山桑野店、郡山安積店、いわき平店、福島店
	岩手県 （1店舗）	盛岡店
	山形県 （1店舗）	山形店

② 主要な子会社の事業所
(株)アキタサトー商会

名 称	所 在 地
本 社	秋田県秋田市新屋島木町1番92号
大 館 営 業 所	秋田県大館市板子石境152番1号

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
卸 売 業 部 門	623 (63) 名	29名増 (1名増)
小 売 業 部 門	87 (61) 名	2名増 (1名増)
全 社 (共 通)	47 (2) 名	2名増 (1名減)
合 計	757 (126) 名	33名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
また、企業集団の使用人の男女の内訳（パート等は () 内に記載）、平均年齢及び平均勤続年数は次のとおりであります。

男 性	女 性	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
559 (10) 名	198 (116) 名	40.7歳	14.0年

② 当社の使用人の状況

男 性	女 性	使 用 人 数 合 計	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
495 (9) 名	177 (113) 名	672 (122) 名	28名増 (3名増)	40.3歳	14.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	200百万円
(株) 七 十 七 銀 行	200
(株) サ ト ー サ ー ビ ス	140
(株) サ ト ー 食 肉 サ ー ビ ス	50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 所有権留保資産 該当事項はありません。
- ② 関係会社に対する保証債務 該当事項はありません。
- ③ その他 該当事項はありません。

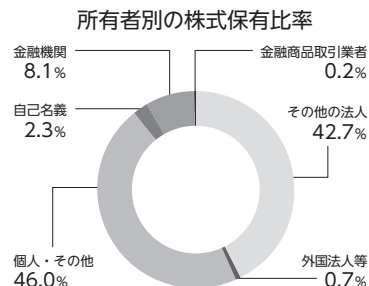
2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,024,000株
- ② 発行済株式の総数 9,152,640株
（自己株式211,415株を含む）
- ③ 株主数 2,908名

（参考）株主数の推移

平成25年 3月31日	平成26年 3月31日	平成27年 3月31日	平成28年 3月31日
2,626名	2,744名	2,824名	2,908名



④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社サトー興産	2,596千株	29.0%
サトー商会取引先持株会	823	9.2
株式会社サトー商会社員持株会	313	3.5
高橋恵美子	272	3.1
上岡康子	256	2.9
佐藤正之	243	2.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	218	2.4
株式会社七十七銀行	216	2.4
日東ベスト株式会社	178	2.0
佐藤俊子	147	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を211,415株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐 藤 正 之	日本外食流通サービス協会 会長 (株)ジェフサ東北物流 代表取締役社長 (株)サトー興産 代表取締役社長
代表取締役社長	滝 口 良 靖	
専務取締役	木 村 喜 昭	経営戦略本部長
専務取締役	梶 田 雅 仁	営業本部長
専務取締役	岡 本 雄 次 郎	管理本部長兼人事総務部長
取締役	渡 辺 富 男	製菓部長
取締役	郡 山 敏 彦	外食部長
取締役	佐 藤 典 大	給食部長
取締役	渡 邊 忠 利	管理本部副本部長兼社長室長
常勤監査役	森 田 武 明	
監査役	竹 山 正 憲	(株)現代経営研究所 代表取締役社長
監査役	勅使河原 安夫	弁護士 服部コーヒーフーズ(株) 監査役
監査役	岡 田 哲 男	(有)コックス 代表取締役社長

- (注) 1. 監査役竹山正憲氏、監査役勅使河原安夫氏及び監査役岡田哲男氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役森田武明氏は、当社に昭和51年2月から平成24年6月まで在籍し、財務会計システムの構築に携わるなどITシステムに精通しているほか、業務監査及び内部統制業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役竹山正憲氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	9 (-)	169 (-)
監査役（うち社外監査役）	4 (3)	22 (13)
合計（うち社外役員）	13 (3)	192 (13)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月24日開催の第45回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月28日開催の第56回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額16,219千円(取締役9名に対し14,269千円、監査役4名に対し1,950千円(うち社外監査役3名に対し1,350千円))。
 - ・当事業年度における未払役員賞与の計上額25,600千円(取締役9名に対し22,600千円、監査役4名に対し3,000千円(うち社外監査役3名に対し1,800千円))。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役竹山正憲氏は、(株)現代経営研究所の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は(株)現代経営研究所との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役勅使河原安夫氏は、服部コーヒーフーズ(株)の監査役を兼務しております。同社は当社と同業であります。当社は同社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役岡田哲男氏は、(有)コックスの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は(有)コックスとの間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
監査役 竹山 正憲	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。 主に経営コンサルタントとして専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 勅使河原 安夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。 主に弁護士として専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岡田 哲男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。 公認会計士・税理士事務所での長年の勤務経験及び経営に関しての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役の選任について検討していましたが、前回の株主総会時点では適切な人材を確保するにはいたらず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

このたび、平成28年3月24日開催の当社取締役会で監査等委員会設置会社に移行することを決議し、当社第67回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案及び監査等委員である取締役（うち3名社外取締役）の選任議案を上程しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額に含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断して同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は経営理念に則った「サトー商会行動規範」を制定し、代表取締役社長はその実践を自らの重要な役割として認識し、関係先を始め社内組織への徹底と定着化を図る。

ロ. 代表取締役社長はコンプライアンスを推進する責任者として、専務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるほか、法令遵守上の重要な問題を審議し、委員長はその結果を随時取締役会に報告する。

ハ. 取締役、使用人が法令上疑義のある行為等について、直接報告することを可能とする内部通報制度（社内相談ポスト）を定め、会社は通報内容を秘守するため、通報者に対して不利益な扱いを行わない「内部通報者保護規程」を制定する。
通報を受けた委員会は、内容を調査し、再発防止策を協議・決定して、全社的な再発防止策を実施する。

ニ. 違反行為等が発覚した場合、使用人の法令・規定等違反行為については委員会から賞罰委員会に処分を求める。

また、取締役については取締役会へ、委員長が具体的な処分を上申する。

ホ. 公共の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や個人との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを基本方針とし、必要に応じて警察、顧問弁護士を始め、外部専門機関と情報共有、連携して対応する。

② 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 専務取締役を総括責任者としたリスク管理体制を構築し、法的規制等については各部門が対応し、全社的な「個人情報管理規程」「債権管理規程」「安全衛生管理規程」「危機管理マニュアル」等を整備しリスク管理体制を確立する。

ロ. 有事のときは社長を本部長とする「対策本部」を設置し危機管理にあたる。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づく職務権限の分配、意思決定ルール of 徹底検証を行う。
 - ロ. 毎月1回開催する定例取締役会において、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行を監督するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。
 - ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ「長期目標に基づく3ヶ年計画」を策定し、それを基に「年度経営方針及び年度予算」を立案して、全社的目標を設定する。各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は法令・社内規定に基づき適正に文書等の保存・管理を行う。
- また、情報の管理については、情報のセキュリティーや個人情報保護に関する基本方針、及び「個人情報管理規程」により対応する。
- ⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- 当社及びグループ会社においては、内部統制システムの基本方針「(1) 業務運営の基本方針」に準じて業務遂行を行う。
- ⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、関係会社管理規程を定め、グループ会社の株主総会及び取締役会等の記録、その他の重要な事項について当社へ報告される体制となっている。また、月1回開催されるグループ会社の経営会議へ出席して、経営内容の定期的な報告と重要案件の事前協議を行う。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ. 当社が定める危機管理マニュアルは、グループ会社に適用されており、これに基づきグループ会社は状況に合わせた危機管理マニュアルの詳細を整備する。
 - ロ. 当社は、グループ会社の業務に係るリスク管理にあたる担当部門を設置して、内部統制評価規程によりリスクの評価を行い、リスク逓減のための改善・指導を行う。また、グループ会社のリスク情報について、迅速に報告されるよう窓口を一元化する。

- ⑧ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、グループ会社に適用される職務権限規程を定め、グループ会社における重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議にて意思決定することになっている。それらを除いた業務執行については、グループ会社で定める職務権限規程に基づき、グループ会社が自主的に業務執行にあたる。
 - ロ. 当社が定める予算管理規程は、連結業績管理を求めており、承認手続きを経てグループ会社の年度予算が執行され、進捗状況は当社取締役会へ定期的に報告される。
- ⑨ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社が定める行動規範、コンプライアンス規程、内部通報者保護規程、連絡窓口等はグループ会社に適用されており、グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が適切になされる体制としている。
 - ロ. 当社の内部監査の対象はグループ会社を含んでおり、グループ会社における職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及びその独立性に関する体制
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じ、監査役の業務補助のための専任スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ・ 補助使用人の異動への監査役の同意の有無、懲戒についての関与
 - ・ 補助使用人の所属（専属・兼務）人数、地位等
 - ・ 取締役の補助使用人への指揮命令の有無等
- ⑪ 取締役、使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役、使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、また取締役、使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ロ. 取締役、使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

ハ、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツからの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

ニ、監査役は、コンプライアンス委員会及び各取締役に対して適宜必要な調査、報告等を要請することができる。

また、取締役又は使用人が開催する諸会議に適宜出席することができる。

⑫ 子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに報告を行う。

⑬ 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをうけないことを確保するための体制

当社は、グループ全体を対象とした内部通報者保護規程、連絡窓口を設置しており、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して不利な取扱いはいしない。

⑭ 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ、監査役の職務の執行に必要な支出を年度予算として確保し、監査役会もしくは監査役の要請に沿って費用処理する。

ロ、外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用は要請に基づき会社負担として処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 内部監査は、活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。
- ⑤ 大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,054,473	流 動 負 債	8,823,058
現 金 及 び 預 金	929,642	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,960,330
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,405,399	短 期 借 入 金	590,000
有 価 証 券	7,000,000	未 払 金	405,265
商 品	2,217,573	未 払 法 人 税 等	210,300
前 払 費 用	24,483	未 払 消 費 税 等	119,189
繰 延 税 金 資 産	136,640	未 払 費 用	175,933
未 収 入 金	302,579	賞 与 引 当 金	285,466
そ の 他 金	44,528	リ ー ス 債 務	844
貸 倒 引 当 金	△6,375	そ の 他	75,727
固 定 資 産	13,440,607	固 定 負 債	256,271
有 形 固 定 資 産	5,822,753	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,805
建 物 及 び 構 築 物	1,538,135	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	193,348
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	268,202	長 期 預 り 保 証 金	7,505
器 具 備	144,119	リ ー ス 債 務	2,510
土 地	3,869,384	資 産 除 去 債 務	32,102
リ ー ス 資 産	2,911	負 債 合 計	9,079,330
無 形 固 定 資 産	45,879	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	16,273	株 主 資 本	20,402,288
共 同 施 設 利 用 権	1,866	資 本 金	1,405,800
ソ フ ト ウ ェ ア	27,334	資 本 剰 余 金	1,441,717
リ ー ス 資 産	405	利 益 剰 余 金	17,742,724
投 資 そ の 他 の 資 産	7,571,974	自 己 株 式	△187,952
投 資 有 価 証 券	6,302,838	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,462
関 係 会 社 株 式	495,503	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	51,336
長 期 前 払 費 用	11,322	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△37,874
差 入 保 証 金	568,031	純 資 産 合 計	20,415,750
退 職 給 付 に 係 る 資 産	44,007	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,495,080
繰 延 税 金 資 産	14,353		
そ の 他 金	141,573		
貸 倒 引 当 金	△5,655		
資 産 合 計	29,495,080		

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		48,195,878
売上原価		39,671,759
売上総利益		8,524,118
販売費及び一般管理費		7,301,782
営業利益		1,222,336
営業外収益		
受取利息	129,482	
受取配当金	7,253	
持分法による投資利益	27,458	
賃貸収入	53,074	
受取指導料	9,000	
その他	19,726	245,996
営業外費用		
支払利息	2,898	
賃貸収入原価	12,170	15,068
経常利益		1,453,263
特別利益		
固定資産売却益	69,029	69,029
特別損失		
固定資産除却損	4,997	
減損損失	15,563	
換地処分損	12,503	
社葬費用	15,366	48,430
税金等調整前当期純利益		1,473,863
法人税・住民税及び事業税	423,778	
法人税等調整額	12,251	436,030
当期純利益		1,037,833
親会社株主に帰属する当期純利益		1,037,833

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,405,800	1,441,717	16,937,365	△187,793	19,597,089
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△232,474		△232,474
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,037,833		1,037,833
自己株式の取得				△159	△159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	805,358	△159	805,199
当 期 末 残 高	1,405,800	1,441,717	17,742,724	△187,952	20,402,288

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	69,149	2,134	71,284	19,668,373
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△232,474
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,037,833
自己株式の取得				△159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17,812	△40,009	△57,822	△57,822
当 期 変 動 額 合 計	△17,812	△40,009	△57,822	747,376
当 期 末 残 高	51,336	△37,874	13,462	20,415,750

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,458,255	流動負債	9,308,741
現金及び預金	716,775	支払手形	127,315
受取手形	240,053	買掛金	6,520,074
売掛金	4,967,091	短期借入金	1,440,000
有価証券	7,000,000	未払金	388,773
商前払費用	2,054,577	未払法人税等	196,000
繰延税金資産	24,371	未払消費税等	107,866
未収入金	129,114	未払費用	159,057
その他の金	284,689	前受り金	1,598
貸倒引当金	48,021	賞与引当金	97,077
	△6,440	リース負債	270,552
固定資産	13,214,746	固定負債	425
有形固定資産	236,535	役員退職慰労引当金	185,998
建物	5,817,162	長期預り保証金	7,505
構築物	1,487,460	繰延税金負債	10,929
機械装置	50,071	資産除去債務	32,102
運搬器具	187,811	負債合計	9,545,276
器具備品	79,661	純資産の部	
土地	142,771	株主資本	19,076,402
無形固定資産	3,869,384	資本金	1,405,800
電話加入権	44,206	資本剰余金	1,441,717
共同施設利用権	14,600	資本準備金	1,441,680
ソフトウェア	1,866	その他の資本剰余金	37
リース資産	27,334	利益剰余金	16,416,838
投資その他の資産	405	利益準備金	186,710
投資有価証券	7,353,377	その他の利益剰余金	16,230,128
関係会社株	6,300,676	別途積立金	13,670,000
出資金	245,403	固定資産圧縮金	128,311
長期前払費用	47,876	固定帳積立金	
差入保証金	11,322	特別償却準備金	16,135
前払年金費用	568,001	繰越利益剰余金	2,415,682
その他の金	98,502	自己株式	△187,952
貸倒引当金	87,197	評価・換算差額等	51,321
	△5,602	その他有価証券評価差額金	51,321
資産合計	28,673,001	純資産合計	19,127,724
		負債・純資産合計	28,673,001

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,645,276
売 上 原 価		37,865,937
売 上 総 利 益		7,779,339
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,716,039
営 業 利 益		1,063,300
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	129,423	
受 取 配 当 金	31,973	
賃 貸 収 入	122,854	
そ の 他	49,216	333,468
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,891	
賃 貸 収 入 原 価	38,536	46,427
経 常 利 益		1,350,341
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	69,029	69,029
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,997	
減 損 損 失	15,563	
換 地 処 分 損	12,503	
社 葬 費 用	15,366	48,430
税 引 前 当 期 純 利 益		1,370,940
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	391,837	
法 人 税 等 調 整 額	9,580	401,418
当 期 純 利 益		969,522

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金
						別 積 立	途 金			
当 期 首 残 高	1,405,800	1,441,680	37	1,441,717	186,710	13,670,000		138,041	21,129	1,663,909
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当										△232,474
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩								△13,029		13,029
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩									△5,374	5,374
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額								3,298	380	△3,678
当 期 純 利 益										969,522
自 己 株 式 の 取 得										
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△9,730	△4,994		751,773
当 期 末 残 高	1,405,800	1,441,680	37	1,441,717	186,710	13,670,000	128,311	16,135		2,415,682

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	15,679,791	△187,793	18,339,514	69,041	69,041	18,408,555
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△232,474		△232,474			△232,474
固 定 資 産 圧 縮 帳 積 立 金 の 取 崩	－		－			－
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩	－		－			－
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額	－		－			－
当 期 純 利 益	969,522		969,522			969,522
自 己 株 式 の 取 得		△159	△159			△159
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				△17,719	△17,719	△17,719
当 期 変 動 額 合 計	737,047	△159	736,888	△17,719	△17,719	719,168
当 期 末 残 高	16,416,838	△187,952	19,076,402	51,321	51,321	19,127,724

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 サトー商会
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 原 透 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 江 光 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サトー商会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サトー商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 サトー商会
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 原 透 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 江 光 彦 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サトー商会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社サトー商会 監査役会
常勤監査役 森 田 武 明 ㊟
監 査 役 竹 山 正 憲 ㊟
監 査 役 勅使河原 安夫 ㊟
監 査 役 岡 田 哲 男 ㊟

(注) 監査役竹山正憲、監査役勅使河原安夫及び監査役岡田哲男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場	当社本社 3階 会議室 仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号 電話 022-236-5600	
交通	JR仙台駅前(野村證券前)バスのりば 50番 宮城交通バス 仙台港フェリーターミナル行 50番 仙台市営バス 蒲生(6号公園住宅)行	それぞれ、扇町五丁目で下車(徒歩約3分)

